

あすかの郷地域密着型通所介護事業運営規程

(令和5年1月27日制定)

改正 令和 5年 4月 1日 令和 6年 4月 1日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会（以下「事業者」という。）が運営するデイサービスセンターあすかの郷（以下「事業所」という。）において行われる指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定地域密着型通所介護を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所では、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることをもって、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービスの実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称、所在地及び実施地域)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターあすかの郷
- (2) 所在地 〒952-0318 新潟県佐渡市真野新町 63 番地
- (3) 実施地域 新潟県佐渡市

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人

従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

- (3) 看護職員 1人以上

利用者の生活状態・施設内感染の予防、日常生活自立に向けての指導・助言を行う。

- (4) 介護職員 2人以上

利用者の心身の状況等を的確に把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護及び支援を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1人以上

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

但し、1月1日を除く。

- (2) 営業時間

8時00分～19時00分までとする。

- (3) サービス提供時間

9時00分～17時00分

- (4) 延長サービス可能時間帯

サービス提供時間が前項の時間を超える場合は、ケアプラン等により対応する。

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1 単位
- (2) 利用定員 18 人

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 延長サービス

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 食費 1日750円

3 おむつ代 実費

4 サービス延長料金 30分毎度に500円

5 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

7 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、同意を得るものとする。

9 法定代理受領サービスに該当しないサービス提供に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定地域密着型通所介護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、佐渡市、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をする

4 指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(サービスの終了)

第12条 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(地域との連携など)

第15条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

4 事業所は、指定地域密着型通所介護の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示、広報)

第17条 当該事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項

を掲示又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く。

- 2 本事業については、広報することができるものとする。
- 3 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(苦情処理等)

第18条 事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置する等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者の苦情に関して、市町村、国民健康保険団体連合会から質問・調査がある場合は協力するとともに、指導・助言がある場合は必要な改善を行う。

(秘密保持)

第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 3 従業者の退職後においても秘密保持義務が守られるよう、事業者の責任において必要な措置を講ずるものとする。

(従業者の研修)

第20条 全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために必要な研修を行うものとする。の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護における計画書
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 3 その他の記録は、文書管理規程による。

(暴力団等の排除)

第22条 事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は、同条例第3号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第23条 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束)

第24条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他)

第25条

この規程に定めのない事項については、理事長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第26条

この規程の改廃は、理事会の議決によりこれを行う。

附則（令和5年1月27日）

この規程は、令和5年4月1日から実施する。

附則（令和6年3月21日）

この規程は、令和6年4月1日から実施する。